

**後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット
作成業務に係る事業者公募要領**

平成29年10月

熊本県後期高齢者医療広域連合

1. 趣旨

この要領は、後期高齢者医療制度の周知に係るパンフレット・リーフレット（以下「パンフレット・リーフレット」という。）を作成するにあたり、その作成事業者を決定するための公募及び選定の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において、「公募及び選定の手続き」とは、関係事業者の参加意欲を反映し、技術適正を正確に把握するため、あらかじめパンフレット・リーフレットの概要及び参加資格を公表し、業務の受託を希望する関係事業者から関係書類の提出を求め、書類審査及び評価等を行うことで、当該業務に最も適した事業者を選定する手続きをいう。

3. 業務の内容

- (1) 後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレットの作成印刷
- (2) 部数の仕分け納品（45市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合）

（※パンフレット・リーフレットの規格、作成部数、納品先等は別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット仕様書」を参照すること。）

4. 契約期間

契約締結日から平成30年3月16日まで

5. 業務の基本的考え方

- (1) このパンフレット・リーフレットは、後期高齢者医療制度の被保険者の方への制度の周知を目的に作成するものである。
- (2) 制度の紹介、イラストやQ&Aの掲載などにより、後期高齢者医療制度の内容をわかりやすく伝えるものでなければならない。

6. 公募の条件

(1) 提案者の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- イ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに熊本県内に主たる事務所又は営業所がある場合には、その地域での市町村税に未納がない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く）
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- エ 国の機関及び熊本県の指名停止措置を受けていない者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成25年法律第94号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団関係者でないこと
- カ 過去5年以内に、後期高齢者医療広域連合又は自治体と、種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績がある者

7. 提案手続き

(1) 提案方法

提案書類に示すすべての書類の提出をもって本公募に提案したものとする。

(2) 提案書類作成に関する質疑応答

受付期間：平成29年11月8日（水）午後5時まで

提出方法：電子メール（koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp）

様式：任意（ただし、件名は、「後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務事業者公募に関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること）

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、メールにて質問者全員に対して回答を行う。また、質問への回答はこの要領の追加または訂正とみなす場合があるものとする。

8. 提案書類

以下のすべての書類とする。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	参加申請書	1	下記（1）～（8）を参照すること。	別紙様式1
2	パンフレット原案（見本）	2		A4判
3	リーフレット原案（見本）	2		B7判
4	見積書	1		様式任意
	※税抜き金額			A4判
5	印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績	2		様式任意
				A4判
6	会社概要調書	1		別紙様式2
7	役員等名簿及び照会承諾書	1	別紙様式3	
8	納税証明書（市町村民税・県税・国税）	1	提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの（写しでも可）	

(1) 参加申請書（別紙様式1）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式1 参加申請書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(2) パンフレット原案（A4判）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット仕様書」を参照のうえ、パンフレット原案（見本）を作成すること。
- ・文字原稿を含むすべての原稿（イラスト等含む）を作成すること。

(3) リーフレット原案（B7判）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するリーフレット仕様書」を参照のうえ、リーフレット原案（見本）を作成すること。
- ・文字原稿を含むすべての原稿（イラスト等含む）を作成すること。

(4) 見積書（様式任意）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット仕様書」を参照のうえ、見積書を作成すること。
- ・見積書の提案上限金額は2,202,500円（消費税額等除く）とし、提案上限金額を超える見積り金額の提示があった場合は失格とする。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額（いわゆる税抜き金額）を記入すること。※課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・納品までの配送代も含めて積算を行うこと。また、内訳（パンフレット・リーフレットそれぞれの1部あたりの単価、数量）や、消費税額等がわかるような記載をすること。
- ・宛名は「熊本県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 大西一史」宛とし、代表者印を押印すること。

(5) 印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績（様式任意）

- ・参加申請をする事業所の印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績を5件まで記載すること。（※受託業務名、受託業務の内容、業務受託期間、数量、金額、契約先等を記載すること。また、後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット作成の実績がある場合は、その実績を優先的に記載すること）

(6) 会社概要調書（別紙様式2）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式2 会社概要調書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(7) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式3）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式3 役員等名簿及び照会承諾書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(8) 納税証明書

- ・市町村民税・県税・国税の納税証明書等、滞納がないことを確認できる書類を提出すること。（熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等の滞納がない旨を確認できる書類）

9. 提案書類等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成29年11月22日（水）午後5時まで

(2) 提出方法：郵送又は持参

郵送の場合は、提出期限までに到着したもの。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出先：熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 総務班

〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館内 2階

TEL：096-368-6511 FAX：096-368-6577

(4) その他

ア 提出書類については、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合がある。

イ 提出書類の作成、提出、聞き取り調査に係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提案書類の返却は行わない。

エ パンフレット・リーフレット原案の提案は、1者につきそれぞれ1案までとする。

オ この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者が協議のうえ定めるものとする。

10. 審査及び選定について

(1) 選定方法

提案者からのプレゼンテーション等は実施せず、参加資格があると認められる事業所の提案書類等をもとに、パンフレット・リーフレット作成事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、総合的な評価を行い、最も適切な1者（以下「優秀提案者」という。）を決定する。

(2) 評価項目

- ア 制作スキル（視覚的印象、レイアウト及びデザイン、実用性、汎用性、創意工夫）
- イ 信頼性（業務実績等）
- ウ 見積金額

(3) 結果の通知

事業者の選定後、すべての提案者に対し結果を通知する。

(4) その他

審査結果に対する異議は一切受け付けない。

11. 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても選定委員会で審査し優秀提案者とするかを決定する。また、優秀提案者とならなかった場合、又は提案者がない場合は再度公募を実施するものとする。

12. 失格条項

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書類の提出期限に遅れること。
- (2) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作すること。
- (3) 提案書類等に虚偽の事項を記載すること。
- (4) その他適正な審査を妨害すること。

13. その他

(1) 契約金額

消費税等を除く契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(2) 契約の締結

選定した優秀提案者と広域連合とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、再度見積書を徴し、契約を締結する。仕様の内容は、提案された内容が基本となるが、優秀提案者と広域連合との協議により最終的に決定する。

なお、選定した優秀提案者と広域連合との間で行う仕様の内容について協議が整わなかった場合には、審査結果において評価が次に高い提案者と協議を行う。

(3) 著作権等

- ア 広域連合は、今回の業務によって制作される成果物（パンフレット・リーフレット）をホームページへ掲載できるものとする。
- イ 著作権等は、著作権法第15条第1項及び同法第17条の規定により、作成業者に帰属するものとする。ただし、広報のために市町村が発行する広報誌やホームページへの転載は、出典元を記載することにより可能とする。
- ウ 本作成業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

14. スケジュール

平成29年10月25日（水）	公募開始 本広域連合は、この要領を公告（広域連合掲示板へ掲示）及び公表（本広域連合ホームページ掲載）する。参加者は提案書類等を提出期限日までに提出することとする。
平成29年11月8日（水）	質問受付期限
平成29年11月22日（水）	提案書類等提出期限
平成29年11月24日（金） ） 平成29年11月30日（木）	優秀提案者の選定及び決定
平成29年12月上旬	最終仕様の決定、優秀提案者から再見積り 契約締結
平成29年12月中旬	第1回校正
平成30年1月中旬	第2回校正
平成30年2月上旬	第3回校正 校正は原則3回とするが、作成状況に応じ、契約期間内での再校正を行う場合があるものとする。
平成30年2月中旬	パンフレット・リーフレット内容の最終確認 パンフレット・リーフレットの印刷
平成30年3月16日（金）	仕分け及び指定する納入場所への納品期限
平成30年3月下旬	業務完了報告（納品確認）